

# 柏崎市要配慮者避難支援全体計画

平成 22 年 3 月 30 日策定

平成 26 年 4 月 1 日改訂

平成 27 年 3 月 17 日改訂

令和 5 年 3 月 23 日改訂

## 第 1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者の生命・身体の保護のために必要な支援の実施に関する基本的な考え方及び支援体制の推進等について定めることにより、要配慮者が平常時から安全に、安心して生活できる地域づくりを目指すことを目的とする。

## 第 2 要配慮者

この計画において、要配慮者は、次のいずれかに該当する者とする。

### 1 高齢者

（1）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が要介護 3 以上の者

（2）一人暮らし又は高齢者のみの世帯の者

### 2 障害者

（1）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が同法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表の 1 級若しくは 2 級、視覚障害者 3 級若しくは 4 級、聴覚障害者 3 級、上肢・下肢・体幹不自由 3 級又は脳原性移動機能障害 3 級であるもの

（2）療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく都道府県要綱により療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が重度（総合 A 判定）であるもの

（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が同法施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の表の 1 級に該当するもの

（4）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条に規定する障害支援区分が 4 以上の者

3 難病患者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成 26 年 12 月厚生労働省告示第 478 号）にかかっている者

### 4 施設入所者

施設入所者とは、次のいずれかに該当する市内施設に入所しているものとする。

（1）介護保険法第 8 条第 20 項、同条第 22 項、同条第 27 項に規定する施設に入所している者

- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4、第 20 条の 6 に規定する施設及び第 29 条の届出をしている施設に入所している者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条の登録を受けた施設に入所している者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所している者
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める障害児入所施設に入所している者
- 5 外国人
- 6 妊婦
- 7 乳幼児
- 8 その他市長が特に認める者

### 第 3 避難支援等関係者

災害発生の備えとして、又は災害発生及び災害が発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命・身体の保護のために避難支援等の必要な措置を実施する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条第 3 号に規定する消防団
- 2 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員
- 3 規約を定めている若しくは設立届を市に提出済みの自主防災組織、町内会又は地区コミュニティ振興協議会
- 4 その他市長が特に認める者

### 第 4 名簿の作成・共有

市長は、災害発生及び災害が発生するおそれがある場合又は平常時における避難訓練、防災訓練等において、迅速かつ適切な避難支援の実施が可能となるよう、要配慮者の名簿を作成するものとする。

#### 1 名簿の種類

名簿は、第 2 に掲げる要配慮者の区分ごとに、その特性を考慮しながら作成するものとする。

#### 2 名簿作成のための情報収集

名簿の作成に当たっては、特定された利用の目的以外の目的のために柏崎市行政組織の内部で利用する場合を踏まえた関係部局間の連絡に努め、組織内部で保有する情報から抽出する情報、新潟県に対する求めにより提供された情報及び柏崎市、避難支援等関係者等からの広報・周知等を受けて自ら登録を希望した者からの情報を収集するものとする。

#### 3 名簿の区分

名簿は、次に掲げる区分により作成するものとし、それぞれの区分に係る基準等は、名簿の整備に係る手続において定めることとする。

- (1) 同意者名簿 市及び避難支援等関係者間での情報利用に同意した者の情報に基づく名簿
- (2) 未同意者名簿 市及び避難支援等関係者間での情報利用について未同意の者の情報に基づく名簿

#### 4 名簿の記載事項

名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) その他名簿の整備に係る手続において定める事項

#### 5 名簿の更新

原則年1回の更新に努めるものとし、更新に係る情報の修正、削除等の運用については、名簿の整備に係る手続において定めることとする。

#### 6 名簿情報の共有

作成した名簿は、要配慮者の区分に応じて、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対してその名簿情報を共有するものとする。

#### 7 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するための措置

- (1) 市は、個人情報の保護に配慮しながら、避難支援等関係者に対して名簿情報を共有する。  
また、柏崎市行政組織の内部における情報管理については、柏崎市情報セキュリティポリシーに定めるところにより名簿情報を適切に管理しなければならない。
- (2) 避難支援等関係者は、提供を受けた情報を厳重に管理しなければならない。また、避難支援等関係者（その者が法人である場合にあっては、その役員及び職員その他当該名簿を利用して避難支援等の実施に関わる者）及びそれらの者であった者は、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第5 避難支援

- 1 市は、災害対策基本法第60条の規定に基づき避難指示等を発するときは、コミュニティFMを活用した緊急告知放送（屋外拡声子局・緊急告知ラジオ）及びそれを補完する市ホームページ、メール、SNS、ファクシミリ、テレビデータ放送、電話、広報車などのあらゆる手段を用いてその情報を伝達しなければならない。
- 2 市及び避難支援等関係者は、作成及び共有された同意者名簿等を十分に活用して避難情報を伝達するとともに、連携して避難支援を実施するものとする。
- 3 実施する避難支援は、次のとおりとする。
  - (1) 避難情報の迅速かつ適切な伝達
  - (2) 安否確認
  - (3) 避難所等の安全な場所への避難誘導
  - (4) 避難後における見守り支援による安心・安全の確保
  - (5) 保健師、相談員等による巡回、相談等の実施による心身のケア等の予防等のための指導及び支援

### 第6 避難支援体制整備と推進

市及び避難支援等関係者は、平常時における避難訓練、防災訓練等を積極的に行い、互いに

連携を密にしながら地域共助力の向上を図り、平常時から避難支援体制の整備、この計画の理解を深めるための周知活動等に努めるものとする。また、次に掲げる事項を実施し、更なる体制強化と計画の推進に努めるものとする。

- 1 各要配慮者の特性等に配慮した個別計画の策定
- 2 支援体制の強化（要配慮者一人当たりの避難関係等支援者数の増）
- 3 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合に避難支援の協力要請を行う事業者等との協定締結の推進
- 4 避難所及び避難所までの避難経路の整備
- 5 避難所までの搬送方法の確立
- 6 市及び避難支援等関係者間並びに要配慮者間の調整等を行うコーディネーターの育成